

大分市公告第 256 号

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 6 月 12 日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

（１）業務名

大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業

（２）履行場所

大分市大字羽田 515 番地の 1 外

（３）事業期間

基本契約締結日（令和 6 年 11 月）から令和 13 年 3 月 31 日及び令和 14 年 3 月 31 日

（４）事業内容

別紙「大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業入札説明書」のとお

（５）提案上限額

1,576,300,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

2 競争参加資格

（１）入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、空調設備の設計業務を行う企業、空調設備の施工業務を行う企業、空調設備の工事監理業務を行う企業及び空調設備の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。
- ② 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

- ③ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ④ 入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

なお、代表企業については維持管理業務の企業とし、維持管理業務を複数の企業で行う場合は、当該業務の代表構成員代表企業とする。参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の代表企業、構成企業及び担当業務（設計、施工、工事監理、維持管理）について明らかにすることとする。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

入札参加者は、大分市内に本店を有しており（施工業務においては、本市内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること）、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務を行う者は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たさなければならない。

① 設計業務を行う者

設計業務を複数の企業で行う場合、代表構成員については以下の要件1)・2)・3)を、その他の構成企業については要件2)・3)を満たす者であること。

- 1) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- 2) 入札参加表明時点において、本市のホームページに掲載している「令和6年度大分市競争入札参加有資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）の「建設コンサルタント業務：建築」に登録されていること。
- 3) 平成20年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備の設計の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする（以下同じ）。

② 施工業務を行う者

施工業務を複数の企業で行う場合は、特定建設工事共同企業体（甲）を結成すること。全構成員数は2者以上4者までとし、すべての構成員の出資比率については、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上、4者の場合は15%以上とすること。また、代表構成員については、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大で、かつ、以下の要件1)・2)・4)を満たす者であること。その他の構成員については、以下の要件ウを満たす者であること。なお、特定建設工事共同企業体（甲）を結成しない場合は、以下の要件1)・2)・4)を満たす者であ

ること

- 1) 建設業法第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 資格者名簿の「管工事」のA等級に格付けされていること。
- 3) 構成企業は資格者名簿の「電気工事」、「管工事」のいずれかに登録されていること。
- 4) 平成20年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

③ 工事監理業務を行う者

- 1) 工事監理業務を複数の企業で行う場合、代表構成員については以下の要件1)・2)・3)を、その他の構成企業については要件2)・3)を満たす者であること。常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- 2) 資格者名簿の「建設コンサルタント業務：建築」に登録されていること。
- 3) 平成20年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備の設計の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の企業で行う場合、代表構成員については以下の要件1)・2)・3)を、その他の構成企業については要件2)・3)を満たす者であること。

- 1) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な法的な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- 2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けているものであること。
- 3) 平成20年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする、連続して1年以上の空調に関する維持管理実績を有していること。

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、大分市物品等供給契

約に係る指名停止等の措置に関する要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当する者。

- ③ 「措置要領別表第 1 から第 4」に該当する者。
- ④ 開札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- ⑤ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生又は再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められるもの。
- ⑥ 最近 2 年間の法人税を滞納している者。
- ⑦ 最近 2 年間の市町村税を滞納している者。
- ⑧ 最近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑨ 大分市立小中学校体育館空調設備整備事業者選定委員会の選定委員又は選定委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者。
- ⑪ 同日開札における落札制限に該当する者。（別添 1 参照）

3 入札手続等

（1）担当部局

大分市教育委員会学校施設課施設担当班
住 所：〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号
電 話：097-537-5647
F A X：097-532-4592
E-mail：gakkosisetu@city.oita.oita.jp
本市ホームページアドレス：<https://www.city.oita.oita.jp/>

（2）事業者選定までのスケジュール（予定）

日程	内容
令和 6 年 6 月 12 日	入札公告、入札説明書等の公表
令和 6 年 6 月 19 日	第 1 回入札説明書等に関する質問受付締切
令和 6 年 6 月 19 日	現地見学会（全対象施設）の申込受付期限
令和 6 年 6 月 21 日～ 7 月 5 日	現地見学会（全対象施設）期間
令和 6 年 7 月 3 日	第 1 回入札説明書等に関する質問・回答公表

日程	内容
令和 6 年 7 月 10 日～ 7 月 17 日	第 2 回入札説明書等に関する質問の受付期間
令和 6 年 7 月 31 日	第 2 回入札説明書等に関する質問及び回答の公表
令和 6 年 8 月 16 日	一次審査（参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類）の受付締切
令和 6 年 8 月 23 日	一次審査（参加資格）結果通知
令和 6 年 9 月 13 日	二次審査（入札及び提案に係る書類）の受付締切
令和 6 年 10 月中旬	プレゼンテーション
令和 6 年 10 月下旬	最優秀提案者の決定
令和 6 年 10 月下旬	審査講評の公表
令和 6 年 11 月	基本契約・設計業務委託契約の締結
令和 6 年 11 月	工事請負契約の仮契約締結
令和 6 年 12 月	大分市議会の議決、施工の本契約の締結 工事監理業務委託契約・維持管理業務委託契約の締結

① 本公告内容の交付期間

令和 6 年 6 月 12 日（水）から令和 6 年 9 月 13 日（金）

② 交付場所

3 の（1）に同じ

③ 交付方法

交付については、本市ホームページから入手すること。

（3）入札に関する手続き

① 質問及び回答

【第 1 回入札説明書等に関する質問及び回答】

質問期限：入札公告の日から令和 6 年 6 月 19 日（水）正午まで

質問方法：別紙 1「第 1 回入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記 3 の（1）の担当窓口に原則として E メールにより提出すること。

質問回答：令和 6 年 7 月 3 日（水）に本市ホームページ上に公表する予定である。

【第 2 回入札説明書等に関する質問及び回答】

質問期限：令和 6 年 7 月 10 日（水）から令和 6 年 7 月 17 日（水）正午まで

質問方法：別紙 4「第 2 回入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記 3 の（1）の担当窓口に原則として E メールにより提出すること。

質問回答：令和 6 年 7 月 31 日（水）に本市ホームページ上に公表する予定である。

② 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の提出

提出書類：大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業入札説明書等を参照

提出期限：令和6年8月16日（金）9時から17時まで

提出方法：持参すること（事前に連絡した上で、持参すること）

提出場所：3の（1）に同じ

提出部数：1部

③ 入札書類審査に関する提出書類の提出

提出書類：大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業入札説明書等を参照

提出期限：令和6年9月13日（金）9時から17時まで

提出方法：持参すること（事前に連絡した上で、持参すること）

提出場所：3の（1）に同じ

提出部数：正本1部並びに副本14部

④ 入札執行・開札執行の日時及び場所

入札説明書を参照すること。

⑤ 選定結果の通知・公表

令和6年10月下旬の落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

4 入札保証金

免除とする。

5 契約保証金

基本契約書（案）、設計業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び工事監理業務委託契約書（案）に基づくものとする。

6 入札の無効

入札参加者が次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （1）公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- （2）事業名及び入札金額のない入札書類
- （3）入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- （4）事業名に誤りのある入札書類
- （5）入札金額の記載が不明確な入札書類
- （6）入札金額を訂正した入札書類
- （7）虚偽の記載がある入札書類
- （8）1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- （9）入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類

- (10) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- (12) 提案上限額を上回る価格を提示した入札書類
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書類

7 本事業の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本事業の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律及び大分市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、本事業に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本事業により取得した個人情報は、事業契約終了後直ちに市に引き渡すものとする。

(3) 守秘義務

本事業を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業契約終了後も同様とする。

8 留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (3) 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、本事業において公表等が必要と認められる時、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
- (5) 提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。
- (6) 提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。
- (7) 本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、入札参加者の代表企業に通知する。

9 その他

詳細は、大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業入札説明書等によるものとする。

【別添1】同日開札における落札制限について

本事業と同日に開札する、本事業を含む同参加資格要件の事業のうち、1件を落札した者は他の事業の落札者にはなれない。※事例1

ただし、この制限に起因して入札不調となるときは、制限を解除して**受注可能件数（※）**に応じた落札決定を行う。※事例2

（※）受注可能件数の提出要領

受注可能件数は、様式集（入札参加資格審査）にある競争参加資格状況表（様式2-10）に記載すること。

なお、受注可能件数は、入札に参加する、同日に開札する同参加資格要件の事業において同じ件数を記載すること。同じ件数となっていないものや件数の記載がないものについては、受注可能件数を1件とみなす。

＜事例1＞

受注可能件数（A…2件、B…2件）

開札時刻	事業名	入札参加者	落札候補者	落札者	考え方
9:30	事業①	A・B	A	A	
10:00	事業②	A・B	A	B	落札制限がAにかかり、落札者は次順位のB

＜事例2＞

受注可能件数（A…2件、B…1件）

開札時刻	事業名	入札参加者	落札候補者	落札者	考え方
9:30	事業①	A・B	A	A	
10:00	事業②	A	A	A	制限に起因する入札不調となるため、制限を解除し、落札者はA